

損害賠償請求事件の控訴審判決について

令和4年12月20日
健康・安全教育課・企画管理室

平成31年4月に、県立郡山高等学校の元生徒（当時18歳）が、3年次の平成30年4月25日体育の授業で前屈運動を行っていた際、体育教諭の補助行為により重度の腰椎椎間板ヘルニアを発症したとして、学校設置者である県に対し、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求を行った事件の控訴審について、令和4年11月16日に判決の言い渡しがあり、控訴人の請求が棄却されました。

1. 控訴審判決主文（令和4年11月16日大阪高裁判決言渡）

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

【参考】控訴の趣旨

- ・ 原判決を取り消す。
- ・ 被控訴人は、控訴人に対し、7,427万4,269円及びこれに対する平成30年4月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2. 裁判所の判断

原審における判断（本件補助行為は不適切なものではなく、通常の補助行為により腰椎椎間板ヘルニアの発症は予見できないため、体育教諭に過失はない）に、大阪高裁が控訴人の補充主張に対し、以下の判断（抜粋）を付加した。

(1) 体育教諭の補助行為について

- ・ 学習指導要領に基づく指導資料に、長座体前屈の際に補助行為をすることが記載されていることから、体育教諭が「後方から背中を押す本件補助行為をしたこと自体が不適切であるとはいえない。」
- ・ 本件補助行為は「体育の授業で通常行われている範囲内のもので、強度の外力を加えるようなものではなかったと認められる以上、当該症状の出現について、被控訴人が国賠法1条1項に基づく不法行為責任を負うものとは認められない。」

(2) 体育授業における教諭の確認・指導義務について

- ・ 本人・家族からの申告や具体的な疾病等の存在を疑わせるような事情が認められないにもかかわらず「授業に先立ち、教師が各生徒に支障がないかどうかをいちいち聴取し、指導する義務があるとまではいうことができない。」ため、体育教諭が控訴人に対し、通常の生徒に対して行うのと同様の指導を行ったからといって、安全配慮義務に違反したということとはできない。

3. 控訴審判決を受けた控訴人の対応

令和4年11月30日付けで最高裁判所へ上告受理の申立てをしている。